

大泉町商工会空き店舗活用事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、空き店舗の解消と有効利用の促進を図り、大泉町における商業の健全な発展と地域経済の活性化に寄与することを目的に、指定区域内の空き店舗を賃借し、新たな店舗等を開設する商業者等に対し、店舗の開設に要する経費の一部について大泉町商工会空き店舗活用事業補助金（以下「補助金」という）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱について、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定区域 大泉町における全域をいう。
- (2) 空き店舗 店舗又は事務所として使用できる建物で、所有者に賃貸の意思があり、現に使用されていない建物をいう。

(補助の対象事業の募集)

第3条 商工会長は、補助事業の募集に当たり、申請方法等を定めた募集要項(以下「募集要項」という。)を作成し、補助事業の募集を行うものとする。

(補助の対象産業)

第4条 補助金は、空き店舗を賃借し新たに開設する店舗において営まれる産業が次の表に掲げる産業のいずれかに該当する場合に交付するものとする。

	補助対象産業	摘要
1	各種商品小売業	
2	織物・衣服・身の回り品小売業	
3	飲食料品小売業	
4	機械器具小売業	
5	その他の小売業	
6	飲食店	バー、キャバレー、ナイトクラブを除く
7	持ち帰り・配達飲食サービス業	
8	専門サービス業	
9	洗濯・理容・美容・浴場業	
10	その他の生活関連サービス業	火葬・墓地管理業及び冠婚葬祭業を除く
11	情報サービス業	
12	その他の教育、学習支援業	
13	映像・音声・文字情報制作業	
14	医療業	
15	保健衛生	
16	社会保険・社会福祉・介護事業	

備考 この表に掲げる産業の分類は、補助対象産業の欄については、日本標準産業分類(総務省告示)における中分類に、摘要欄については小分類及び細分類によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、補助金交付の対象としないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける場合
- (2) 前1号に掲げるもののほか、商工会長が補助金の交付の対象として、不相当と認める場合

(補助の対象者)

第5条 補助金交付の対象となる者は、指定区域に存する空き店舗を賃借し、新たに店舗を開設する者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大泉町商工会の会員である者
- (2) 空き店舗の所有者と生計を一にしない者であって、かつ、当該所有者と2親等以内の親族でない個人又は、当該空き店舗の所有者を役員としない法人
- (3) 指定区域に既に店舗を有する者にあつては、新規に店舗を開設後、当該指定区域の店舗を空き店舗としない者
- (4) 税金等を滞納していない者
- (5) 外国人にあつては、日本国内において就労が認められる在留資格を有すること
- (6) 食品衛生法、建築基準法その他関係法令に違反していないこと
- (7) 店舗の代表者であること
- (8) 過去にこの要綱による補助金を受けたことがない者

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は空き店舗を賃借して新たに店舗を開設するための経費のうち、当該賃借に係る1ヶ月あたりの家賃(敷金、礼金、共益費等の賃借に付随する経費を除く)とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、対象経費の総額の3分の1以内(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、月額2万円を限度とする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(補助対象期間)

第8条 補助の対象期間は、最長6ヶ月とする。

(交付の制限)

第9条 補助金の交付は、同一店舗につき1回に限るものとする。

2 前年度に第8号に定める補助の対象期間に満たない期間分の補助金交付を受けた者が、引き続き次年度において、その残期間分に係る補助金の交付を受けようとするときは、当

該年度において、当該残期間分に係る補助金の交付を受けることができるものとする。

(交付申請書)

第 10 条 補助金の交付を受けようとする者は様式第 1 号の交付申請書に、次に掲げる書類を添付して、商工会長に提出しなければならない。

- (1) 賃借した店舗の賃貸借契約書の写し
- (2) 賃借した店舗に係る位置図、間取り図または平面図、外観及び室内類の写真
- (3) 定款またはこれに類するもの（法人の場合）
- (4) 法人の登記事項証明書（法人の場合）
- (5) 住民票の写し（個人の場合）
- (6) 直近 1 年間の財務諸表、業務報告書等
（決算期を一度も迎えていない場合は税務署受付印のある開業届）
- (7) 企業パンフレット等申請者の概要が分かるもの
- (8) 事業許認可証またはこれに類するもの
- (9) 納税証明書又は、未納税のない証明書

(補助金交付の条件)

第 11 条 商工会長は、補助金の交付の決定に当たっては、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる店舗を開設後、1 年以上継続して営業すること。
- (2) 指定区域に既に店舗を有する者にあつては、当該店舗における営業を補助金交付の対象となる店舗の開設後も継続すること。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、商工会長が必要と認める条件

(権利譲渡の禁止)

第 12 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という）は、当該補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補助事業の中止または、変更の報告)

第 13 条 補助対象者は、補助金等の交付を受ける前に補助事業の中止、又は遂行が困難となった場合は、商工会長へ報告しその指示を受けなければならない。

(事業の実績報告)

第 14 条 申請者は、補助事業が完了したときは、完了日から起算して 1 ヶ月を経過した日または、補助事業の完了の日の属する年の会計年度の 3 月 25 日のいずれか早い日までに実績報告書に次の掲げる書類を添付して商工会長に提出しなければならない。

- (1) 賃借した店舗の外観写真
- (2) 賃借した店舗の室内類の写真
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し又は、その支払を証する書類（振込伝票など）
- (4) 前号に掲げるもののほか、商工会長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第 15 条 商工会長は、実績報告書の審査合格後、補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。ただし、必要と認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 7 による概算払請求書を商工会長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取り消し)

第 16 条 商工会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助事業を遂行することができなくなったとき

(4) 前 3 号に掲げるもののほか。交付決定の内容及びこれに付した条件に違反し、又は従わなかったとき。

(補助事業の確認)

第 17 条 商工会長は補助事業を適正に遂行するため、賃借した店舗状況を確認することができる。

(書類の整備等)

第 18 条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の属する会計年度から 3 年間保管しておかなければならない。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、商工会長が別に定める。

附 則

(施行時期)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行の時期)

この要綱の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行の時期)

この要綱の改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに改正前の大泉町商工会空き店舗活用事業補助金要綱の規程により交付の決定を受けた補助金については、なお従前の例による。